

平成28年11月定例会 県土整備委員会（付託）  
平成28年12月9日（金）  
〔委員会の概要 県土整備部関係〕

島田委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成29年度に向けた県土整備部の施策の基本方針について（資料①）

原県土整備部長

1点、御報告させていただきます。

平成29年度に向けた県土整備部の施策の基本方針についてでございます。

これは、来年度の予算編成に向けた、県土整備部の施策の基本的な方針や方向性を御報告するとともに、その内容を、県のホームページに掲載し、県民の皆様にも、広くお知らせしようとするものでございます。

お手元の資料を御覧ください。

県土整備部におきましては、一步先の未来を見据え、安全安心・強靱とくしまの実現、ふるさと回帰・加速とくしまの実現、大胆素敵・躍動とくしまの実現、の三つの基本目標のもと、社会資本における生産性革命や、歳出の中から歳入を生み出すPFI事業など、新次元の公共事業へのチャレンジによりまして、地方創生の礎となる県土づくりを推進してまいります。

施策の方向性につきましては、裏面にまとめさせていただいております。

まず、第1の柱、安全安心・強靱とくしまの実現でございます。

大規模地震等自然災害を迎え撃つ県土強靱化の推進につきましては、まず、地震・津波対策として、四国横断自動車道において、有料区間の平成31年度、新直轄区間徳島東～津田間の平成32年度、開通に向け、残る区間と併せ、工事を着実に推進するほか、海部道路の都市計画決定に向けた取組を進めるなど、ミッシングリンクの解消に努めてまいります。

また、住宅等の耐震化に対する支援や老朽危険空き家等の除却などを推進してまいります。

次に、浸水・土砂災害対策としては、今議会に提案しております、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例元年として、具体的な施策を定めた流域水管理計画を策定するとともに、4K動画などを活用した広報や啓発活動に積極的に取り組み、県民や市町村と一丸となって、水管理に臨む機運の醸成を図ってまいります。

また、引き続き、河川や砂防堰堤の改修などの浸水・土砂災害対策を進めてまいります。右に移りまして、社会資本の総合的・戦略的維持管理につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化対策を進めるとともに、河川の堆積土砂の撤去や放置艇対策などの維持管理をベースとしつつ、更新に併せた機能強化など、戦略的なインフラ整備を進めてまいります。

将来にわたり地域の安全・安心を支える建設産業の健全な発展につきましては、地域の経済・雇用をしっかりと支えるため、公共事業費の安定的・持続的確保や発注・施工時期の平準化などに努めるとともに、建設産業の魅力を発信し、担い手の確保・育成や建設現場へのICT技術の導入による生産性の向上を図ってまいります。

次に、第2の柱、ふるさと回帰・加速とくしまの実現でございます。

移住を促す快適な生活環境の整備につきましては、とくしま回帰住宅対策総合支援センターを核とし、移住促進に向けた空き家・空き建築物対策を推進するとともに、市町村と一体となった、下水道施設や合併処理浄化槽の整備など、総合的な生活排水対策の推進などを図ってまいります。

右に移りまして、次世代に向けた交通体系構築の推進につきましては、一步先の未来を具現化するDMV車両の製作に速やかに着手できるよう費用や工程の検討を進め、世界初となるDMVの本格的営業運行に向けた取組を加速してまいります。

また、四国新幹線の実現に向け、機運醸成を図るイベントなどを実施してまいります。

地域資源を活用した個性的な地域づくりにつきましては、大きな潜在力を持つ徳島小松島港の更なる活性化を図るとともに、道の駅を拠点とした地方創生などに取り組んでまいります。

最後に、第3の柱、大胆素敵・躍動とくしまの実現でございます。

産業観光投資を誘発するゲートウェイとくしまの推進につきましては、徳島阿波おどり空港において、平成29年度の供用開始に向けた国際便への本格対応に必要な施設整備などの機能強化を図るとともに国内外の航空ネットワークの充実強化を進めてまいります。

また、外国クルーズ客船の寄港誘致の加速などに取り組んでまいります。

右に移りまして、公園整備や既存ストックの活用によるスポーツ・文化の振興につきましては、文化・スポーツレガシー創出に向け、鳴門総合運動公園や南部健康運動公園などにおいて、人重視の公園整備などを進めてまいります。

最後に、おもてなしの国とくしま魅力向上の推進につきましては、道の駅のトイレ快適化など、おもてなしの向上に取り組んでまいります。

以上で、来年度の予算編成に向けた、施策の基本方針の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

島田委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

須見委員

前回の委員会に引き続いて、2 億円以上の建築工事の入札制度の見直しについて、何点かお伺いをいたしたいと思います。

前回の委員会では、来年度の 5 月までに何らかの改正案を出されるとのことでしたが、あれから何日かたったと思います。現時点での進捗状況について教えていただきたいと思います。

#### 折目建設管理課長

現在の進捗状況について御報告をさせていただきます。

さきの 9 月議会におきまして、入札結果が特定の業者に偏っていると、制度の改正が必要でないかと、こういった御意見を頂いたところでございます。そこでまず、改正に際しては、現場の声をしっかり聞く必要があると考えまして、建築工事に入札参加実績のある特 A 業者、29 社ございますが、この 29 社に対して、こちらから、個別に訪問しまして、ヒアリングを行ったところでございます。ヒアリングについては 11 月中には完了しております。現在、頂いた意見について、取りまとめをしているところでございます。これらの意見については、できるだけ、制度の改正に反映してまいりたいと考えているところでございます。

#### 須見委員

現場の声を聞くということで、特 A の業者、29 社について、意見の聞き取りを行ってくれたとのことですが、その聞き取った意見の中で、こういった内容を主に聞いてきたのか、また、各社、入札制度に向けては、かなりの思い入れがあって、改定に向けて、こうして欲しいとか、ああして欲しいとか、いろんな意見があったと思いますが、今、現時点でまとまっている内容で構わないので、概要を教えてくださいと思います。

#### 折目建設管理課長

今回のヒアリングの方法でございますが、事前にこちらから質問項目を準備しまして、それに対して、賛成ですか、反対ですか、また、どちらでもない、そういった三択方式で回答を頂いたところでございます。それから、最後に、入札制度について、御自由に意見を述べてくださいと、こういった方法でヒアリングをさせていただきました。

この質問項目でございますが、これについては、今後県が検討しようと考えております、例えば、手持ち工事数による評価の導入でありますとか、それから企業や配置予定技術者の工事成績評定の縮小、失格基準価格の見直し、これは引き下げる方法での見直しということでございます。それから一抜け方式の拡大、こういったところについて、賛成か反対か御意見をお伺いしたところでございます。

それで、主だったところを要約して言いますと、企業や配置予定技術者の工事成績評定の縮小、一抜け方式の拡大、それから手持ち工事数による評価の導入については賛成が多かったと、そういうところでございます。その一方で、総合評価制度や競争性確保の観点から慎重に対応してほしいと、こういった意見も一部にはございました。それから、失格基準価格の引き下げる方向への見直しでございますが、これについては、賛成、反対、ど

ちらとも言えないというのが、ほぼ同数でございますが、これについては、大きく意見が分かれていると、そういった状況でございます。

#### 須見委員

質問項目を設定して、その後自由に意見を交換したとのことですが、先ほど言われてた中にありました一抜け方式の拡大、あと手持ち工事数による評価の導入という項目があったと思います。一抜け方式とか手持ち工事数、各社が思うところはまちまちであると思うんですけど、現状で県が考えている範囲での一抜け方式の拡大、あと手持ち工事数による評価の導入というのはどのようなものを考えているのか教えてください。

#### 折目建設管理課長

まず詳細については、これから検討していくこととしております。

例えば、一抜け方式の拡大について、現行のルールで少し御説明をさせていただきますと、まず、連続する事業工区における分割工事で、入札公告と開札日が同じ日の工事で、なおかつ、同一の入札参加資格要件及び同一工種の工事、これが適用ルールとなっております。この中で、連続する事業工区における分割工事というのがございますが、土木では、こういった連続する工区を分けて一抜け方式で仕事を発注するというのはかなり数多く、今年ももう30か所以上でやっておりますが、建築工事では、このように、土木工事のように、一連の工区を分けるというようなところはなかなかないというところで、このあたりをもう少し弾力して運用できないかなと、そういったところを今後検討してまいりたいと考えております。

それから、手持ち工事数の評価の導入でございますが、これは、入札時における当該年度の受注済みの工事数に着目しまして、評価基準に基づき加点評価するものでございます。当該年度に受注額とか受注件数が少なければ加点評価が大きくなり、入札に有利となるものでございます。全国でも、今、事例を調べましたら、13の都道府県で導入をしていると聞いております。ただ、その内容についてはまちまちでありまして、受注金額で評価しているところもあれば、件数で評価しているところもあるということで、今後、国や他県の事例も研究しながら、どのような方法が本県にとって一番いいのか、こういったところを早急に検討していきたいと考えております。

#### 須見委員

一抜け方式に関しては、現行の制度を弾力的に広げていただくということと、手持ち工事数による評価導入でありますけど、四国4県の入札制度について、一応調べてはみたんですけども、香川県では、先ほどおっしゃっています受注能力という項目がありまして、県発注工事の同種工事における、過去4年間における工事受注平均額に対する本年度の受注工事額の割合を出して、その割合によって加点されるというような点数のつけ方がありまして、これも偏りの防止策の一つかなと思います。あとは、地元業者が優先して落札できるように、項目の配点が高かったりでありますとか、他県においても、かなりのいい取組例があると思います。県内の業者から聞き取ったことも十分に大事とは思いますが、

他県の取組も是非参考にさせていただいたらと思っているんですが、この点に関してはどのようにお考えでしょうか。

#### 折目建設管理課長

13の県でも導入しているということでございますので、そのことについてはもう承知しております。香川県の事例についても承知はしております。ただ、過去4年間の受注額を全部調べて、それからまた今年度の受注額に当てはめて、その比率で点数を決めるというやり方ですので、これについては、個人的には、かなり複雑で、ちょっと作業量が増えるのかなとも思っておりますが、今後、香川県も含め、そういった他県の事例も参考にしながら、もちろん事務手続ができるだけ複雑にならないように、本県にとってどういう方法が一番いいのかということを考えてまいりたいと考えております。

#### 須見委員

仕事量が増えて、負担も増えるとは思いますが、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、前回の付託委員会では、2億円以上の建築工事だけに視点を置いて、偏りがあるということ指摘させてもらったんですが、あれからいろいろ、営繕が発注されている工事だけでなく、農林の方でも発注される工事、また、管工事、電気工事、空調工事などの設備工事などといった、その他以外の総合評価方式で行われている入札結果についても、ある程度集計はさせてもらったんですが、やはり業種や地域によっては、落札業者にかなりの偏りが見られるのではないかなと思っているんですが、そのあたりは、県としては認識されてるのでしょうか。

#### 折目建設管理課長

今回、電気工事、それから管工事などについても、建築工事と同様に、過去5年間の落札状況について、調査をさせていただいたところでございます。その結果でございますが、電気工事、管工事については、落札業者に偏りがあるということは認識しております。

このため、建築工事と同様に、電気と管のA級業者、電気、管はA級業者が一番大きいランクでございますので、電気のA級業者22社、管のA級業者21社、この業者を対象に、もう既にヒアリングを始めているところでございます。また、このヒアリングで頂いた御意見については、建築工事と同様、取りまとめて、内容についてしっかりと分析したいと考えております。

#### 須見委員

偏りを認識しているとのことで、電気、管工事においては、A級の業者に対して同じようなヒアリングを行っていただいているということでありまして、偏りがあるというのであれば、やはり5月に見直される建築工事にあわせて、その他の業種も早急に見直す必要があるのではないかなと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

折目建設管理課長

電気工事と管工事におきましても、今後建築工事と同様に見直す方向で作業を進めてまいりたいと考えております。

須見委員

建築工事同様にその他の業種の工事の入札に関しても見直していただけるとのことですが、建築工事が5月から見直されるということもありまして、ほかの業種も当然、5月から見直していただきたいと考えているというか、そうしていただきたいと思っているんですが、県としてはいつ頃から見直すような考えでいますか。

折目建設管理課長

建築工事につきましては、平成29年5月から新制度の運用が図れるよう進めていきたいと、これはさきの9月議会において答弁させていただいたところでございます。電気工事、管工事については、まだヒアリングを行っている最中でございます。若干時間はかかると思いますが、できるだけ早く見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

須見委員

時期的にはいつ頃から見直していただけるようになる予定というか、考えがありますか。

折目建設管理課長

できるだけ建築工事に遅れないように、そういう目標を持って見直し作業を進めていきたいと考えております。

須見委員

それは、建築工事と同様に5月から見直していただけると考えてよろしいのでしょうか。

折目建設管理課長

そういう目標を持って見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

須見委員

5月から建築工事以外、その他の工事においても見直してくれるであろうということを期待しておきます。今回、入札制度の改正において、全ての業者とは言いませんが、大多数の業者が、今回の見直しに関してはかなりの期待を寄せている部分があると思います。競争性の担保をしなければいけない以上、全ての業者において、公平というか、同じような条件というのはなかなか難しいとは思いますが、公正で透明性のある入札制度改革に、スピード感を持って取り組んでいただきたいということを要望しまして質問を終わりたいと思います。

東村県土整備部副部長

委員からただいま、入札制度の改正について御質問と御要望を頂いたところでございますけれども、総合評価方式につきましては、運用から10年が経過いたしましたして、工事の品質確保や企業の技術力向上といった点では、一定の効果が出ている事実がございますけれども、その一方で、工事発注件数が少ない工種におきましては、御指摘のような問題が生じているということは真摯に受けとめているところでございます。

先ほども建設管理課長からお答えさせていただきましたとおり、担当課長を中心に、私も少し訪問させていただきましたけれども、個別に訪問いたしましたして、御意見をお伺いしながら、今、作業を進めているところでございます。頂きました御意見につきましては、できるだけ制度に反映できるよう進めたいと考えております。

引き続き、議会での御論議を踏まえまして、更に入札監視委員会での御意見も頂きながら、工事数が少なく、偏りが著しいものを対象に、競争性、公平性、透明性のより高い入札制度になりますよう、制度改正にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

#### 寺井副委員長

先の本会議におきまして、2月の定例議会に引き続いて2度目となる徳島県治水及び利水等流域における水管理条例について質問を行ったところでございます。その中で、知事の答弁から更に詳しく伺いたい点がございますので質問させていただきます。

まず、条例制定を機に、県民の皆さんに本県の水を取り巻く環境を理解いただくシンポジウムを開催するとの答弁があったわけでございますけれども、そのシンポジウムの内容についてお聞きをしたいと思います。

#### 久米河川整備課長

今議会に提案しております、徳島県治水利水等流域における水管理条例についてでございますけれども、流域の水管理を進めていくためには、今回の条例に関する理解を深めていただく広報、啓発活動を行いまして、条例の理念、条例制定の意義を国や市町村、県民と共有していくということが重要であると考えております。

県におきましては、これまでも、吉野川魅力再発見講座などのイベントや、あるいは出前講座、こういったものを通して水に関する御理解を深めていただくという取組は続けてきたところではございますが、今回の条例制定を契機といたしまして、これまでの啓発活動を更に推進するという事で、条例の理念でございますとか、本県の水を取り巻く環境、こういったことに関しての理解を深めていただくというシンポジウムを今年度中に開催したいと考えております。

この内容につきましてですが、例えば、水に関係する著名人の方からの基調講演、あるいは水に関連して活動されている方々とのパネルディスカッション、また、水に関する歴史とか文化、こういったものに関しての理解と関心を深めていただくということで、水教育を推進するという取り組みの紹介、こういったものが考えられるのかなというふうに考えております。

今後、より詳細な内容を詰めてまいりたいと考えておりますので、内容が決まりました

ら広報に努めまして、より多くの県民の方が関心を持っていただけるようなシンポジウムにしてまいりたいと考えております。

寺井副委員長

多くの県民に知ってもらいたいと思います。徳島県には、一級河川を含め、二級河川、それぞれ、川がたくさんあるわけでございますけれども、ひとつしっかり煮詰めて議論をしていただきたいなど、思うところでございます。

次に、答弁にもあったわけでございますけれども、水管理条例と同時期に議論が開始されました早明浦ダム再編事業についてお伺いをしたいと思います。

早明浦ダム再編事業については、現在、国とダムの在り方を議論していると思うわけでございますけれども、その状況についてお伺いをいたします。

飯田水資源・流域振興室長

まず、早明浦ダム再編事業につきましては、ダム完成から41年を経過いたしまして、これまで計画規模を上回る洪水の発生、それから、利水容量のなくなるダムパンクも経験しております早明浦ダムにおきまして、治水・利水、両面の安全性の向上を図るということを目的に、国が主導しているものでございます。

国におきましては、洪水調節容量の増強、それから、放流施設の改造、こういったものを提案しており、また、異常な渇水を想定した対策についても検討がなされているという状況でございます。

本県におきましては、国に対しまして、こうした国によるダムの治水・利水対策とともに、治水対策が最優先とする考え方のもとで求めております上流無堤地区の解消、それから、ダム完成以降から続いております分水により生じている課題など、吉野川本川の治水対策と水問題の解決が必要との考え方を申し上げているところでございます。

現在国におきましては、その検討が続いている状況でございます。本県といたしましては、県益の最大限の確保ができるように国との議論に臨んでいるところでございます。

寺井副委員長

国にしっかり意見を言ってほしいと思うわけでございますけれども、実は、ここに吉野川・利水の構図とあって、芳水康史さんが書いた本があります。実はこの本は、県庁のOBから治水利水議員連盟設立のときにお祝いに頂いた本ですけれども、これによると、三木亨参議院議員の祖父が、分水の問題等々、非常に御苦労なされたということも書かれているわけでございますけれども、ちょっと残念に思うのは、長い時間がたっている中で、無堤地区の解消等々含めて、国が出された要件がなかなか進んでいないなど。時間がかかるわけでしょうけれども、本当にそういう約束事も、合意をされた中で進んでいないなどということもあるわけでございますけれども、犠牲を受けるといいますか、そういうことが進まないで県民の方々が被害を受ける世界もあるわけございまして、しっかりと国に向けて意見を言ってほしいと思うところでございます。

次に、知事答弁において、早明浦ダムの在り方が議論されている条例の制定の意義を国



の事業の進め方にも取り入れていただくと、強い覚悟が示されたわけでございますけれども、これを具体的に説明していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

#### 飯田水資源・流域振興室長

今定例会に御提案をいたしております徳島県治水及び利水等流域における水管理条例につきましても、先人による川づくりにかかわる労苦の歴史に鑑みまして、治水の上に利水が成り立つという考え方のもとで、治水対策を最優先に掲げた条例でございます。

寺井副委員長からもお話がございましたが、吉野川におきましては、昭和41年に、当時の県議会での無堤地区の解消を初めとする国との約束などの論議を踏まえた苦渋の決断のもとで、四国全体の発展のために分水に同意した吉野川総合開発計画が策定されまして、昭和50年の早明浦、池田両ダムの完成により、今日の四国における治水・利水の構図が形成をされているところでございます。一方で、吉野川上流におきましては、ダム完成後も、平成16年の台風23号を初めといたしまして、大規模な洪水被害が繰り返し発生している状況でございます。

このため、条例の根幹となる、治水の上に利水が成り立つという考え方、これを国にもしっかりと理解、共有していただくとともに、改めて、流域の皆様の安全・安心に直結する無堤地区の解消を初めとする治水対策の実施を国に対して強力に申し上げていきたいと考えております。

#### 寺井副委員長

県の考え方は、私がさっき言ったようなのと同じなので、有り難いと思っておりますけれども、現実には、我々徳島県にとっては不利な部分はたくさんあると思っております。

特に一番に感じるのは、大雨時には、濁流が吉野川には流れてくるということです。分水を含めて、これは人道上と申しますか、香川県は大変なわけですから分水をやっているわけですが、愛媛県にも銅山川の水をやっているわけですが、実は災害時の大雨のときの濁流は、全て吉野川に流れてくる。これはもう皆さんもお気づきだと思うわけでございますけれども、その中で、無堤地区の解消も進んでいない。それから、この大雨によっていろいろ大きな被害があり、そういう点が非常に徳島県民にとっては不条理だと私は思うわけでございますけれども、しっかりと進めていただいで、早く徳島県民が安心して暮らせるようお願いをしたいと思っております。

次に、早明浦ダムの再編事業に臨む徳島県のスタンスをお伺いしたいと思います。

#### 森県土整備部次長

ただいま寺井副委員長から、早明浦ダム再編に向けた徳島県のスタンスということで御質問いただいたわけでございます。

先ほど担当室長の方からお話しさせていただきましたとおり、徳島県は、これまでも早明浦再編について、早明浦ダムの在り方、あるいは先人がいろいろ苦勞されました吉野川の水問題につきましても、国に対して、先人の苦勞というものをしっかりと踏まえた徳島県の意見を申し上げたところでございますけれども、この度、今議会には提案させていた

だいております、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例、これの意義というものを我々もしっかり踏まえ、引き続き国に対しまして、最大限徳島県の県益になるような方向に向け、国と議論してまいりたいと考えております。

今後、その議論が熟しました折には、県議会の方にもしっかりと御報告させていただき、議会の御論議を踏まえまして、吉野川の今後の方向性というものを定めてまいりたいと考えてございます。

#### 寺井副委員長

力強い御答弁を頂いたわけでございますけれども、治水という世界の中で、仮に無堤地区が解消されたとしても、また内水面の問題等々が起こるわけでございます。一つ、整備をしていく中で是非国にお願いしたいのは、大雨のときに、内水面をどう処理していくかも含めてやっていただかないと、堤防はできたけれども、中へ入ってくる水がいっぱい、また床下、床上浸水が起こるといった可能性があるわけございまして、排水ポンプの設置も含めて、国の方へ向いて是非要請をお願いしたいな。そうしないと、なんだ、堤防ができて何ら変わらないじゃないかという世界になってくるわけですから、そういうことも含めて、国へ向けて発信をしていただきたいと思います。

本当に水の豊かな県であるわけございまして、これをせっかく利用するんですから、豊かな県になるように、治水・利水をしっかりとやっていただきたいと思いますところでございます。

#### 達田委員

私は、住宅政策についてお尋ねをしていきたいと思っております。

最近、若年者の、子育て世代の方の離婚というのが多くなっていると感じるんですけれども、そういう場合に、子供を母親が引き取る場合が多いんですけれども、家に困っているというような御相談を受けることがございます。また、それと逆に、いろんな事情で、60歳を過ぎた方が、家がなくなったというようなことで、もう住むところがないだろうかというような御相談もあつたりいたします。ですから、非常に幅広い年齢層で、住宅に困っている方がいるんだというのを感じるんですけれども、そういう場合に、やっぱり頼りになるのが県営や市町村営の、公営住宅の存在ではないかと思うんですね。そこでお尋ねをしたいんですけれども、今県営住宅に入居ができるという資格はどういうふうになっているのでしょうか。

#### 黄田住宅課長

ただいま、公営住宅への入居の基準等についての御質問を頂きました。

公営住宅につきましては、住宅に困窮いたします低所得者世帯に対しまして、居住の安定確保の観点から、低廉な家賃で住宅を提供するという形で設けているところでございます。

まず、低所得者という形で、ある一定の所得基準というのがございます。それからあと、原則でございますけど、世帯で入居していただくというところがございます。ただ一方で、

高齢者の方でありますとか、障がい者の方、また、ひとり親世帯の方につきましては、別途、そのあたりの同居親族の要件でありますとか、収入基準につきまして、一定のところで緩和をしているというところでございます。

達田委員

世帯の場合、収入基準が、以前は20万円ぐらいだったのが、今ちょっと下がってますですよ。今現在は幾らになってるんでしょうか。

黄田住宅課長

ただいまのところは、所得が、月額でございますけど、15万8,000円以下という形になっております。

達田委員

そういう収入基準であるとか世帯であるとか、いろんな要件には当てはまるんだけど、入居ができなかったという場合をよくお聞きするんですけども、特にその中で、住宅に本当に困っている方というのが、優先入居できるという枠がございますですよ。優先入居という場合の要件というのはどうなってるんでしょうか。

黄田住宅課長

優先入居につきましては、一般入居で募集する分とはまた別枠という形で、大体、各回の募集で、その約2割を優先枠として設けているところでございまして、入居資格といたしましては、高齢者の世帯、それから障がい者の世帯、また、ひとり親世帯、それから多子世帯という形で、なかなか民間において、住宅が確保しづらい方につきまして、優先入居で対象にしているところでございます。

達田委員

今お答えがありました、高齢者とか障がい者とか、それから多子世帯であるとか、そういう優先入居の枠の中に入っている方で、申込みをされた方というのはどれぐらいいるのでしょうか。

黄田住宅課長

優先入居の関係でございますけど、平成24年以降の数字でいきますと、平成24年度につきましては、46戸を募集いたしましたところ、255世帯の方から応募いただいているところでございます。平成25年度は、42戸に対しまして、289世帯、それから平成26年度は、50戸に対しまして240世帯、平成27年度は、84戸に対しまして、337世帯の方から応募いただいているところでございます。

達田委員

倍率でいうとどれだけになりますか。

黄田住宅課長

応募倍率につきましては、平成24年度が 5.5 倍、平成25年度が 6.9 倍、平成26年度が 4.8 倍、平成27年度が 4.0 倍という形になります。

達田委員

本当に入るのが難しいですね。倍率が高くて、本当に困ってる方がこういうことでなかなか入れないということなんですけれども、その方は、また一般入居の方の募集にも応募できる、くじを引けるということなんですけれども、そういうふうにして、結局入れた実際の数というのはどうなんでしょうか。

黄田住宅課長

優先入居で、最終的に入居された方につきましては、平成25年度からの数字でございますけど、平成25年度が全体で35世帯、平成26年度が38世帯、平成27年度が66世帯となっております。今、達田委員から御質問がございましたけど、優先枠で御応募いただいた方につきましては、一般入居の募集にも申し込むことができますし、また一般入居でなかなか希望がないところにつきましては再募集も行っておりますので、そこにも御応募いただけるという形になっております。

達田委員

一般入居に回ってくれた方でもやっぱり全員は入れないといえますか、今おっしゃっていただいた数字を見ますと、本当に倍率がすごいですよね。大学に入るよりも難しいなというような、そういうふうな感じがするんですけれども、こういうふうな状況を改めていくとか、本当に困っている方に対しては、ちゃんとした対応をしていくということが必要だと思うんですけれども、今後、入れない人を少なくしていく、希望者が、困っている方が入って安心できるという対策というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

黄田住宅課長

優先枠の関係につきまして、いわゆる住宅確保要配慮者の方につきましては、今後とも、関係部局とも連携しながら、要配慮者の方への住宅確保支援に努めてまいりたいと考えておりますし、また、県営住宅につきましては、既存のストックを有効に活用するというところで、維持修繕等を行いまして、最大限活用できるようにしてまいりたいと考えております。

達田委員

維持修繕を行えば、入れる可能性のある部屋もあるということですかね。ということは、県営住宅でいえば、空き室になっているのは今どれぐらいあるんでしょうか。

黄田住宅課長

県営住宅につきまして、現在管理している戸数が36団地、4,567戸ございます。11月時点で入居いただいている戸数につきまして、4,016戸という形になっておりまして、その中で、大規模な修繕が必要なところでありまして、また、被災者の方に提供するという形で、いわゆる政策的に空き室としているところを除きまして、実質的な空き室につきましては、3%程度という形になっておりまして、それを随時募集しているというところがございます。

達田委員

今お話しいただいた4,567戸で、今、実際に入居しているのが4,016戸。ということは、400戸空き室がありますが、そのうち3%ということですか。非常に少ないように思うんですけど。ちょっともう一回説明していただけますか。

黄田住宅課長

実際にすぐに入れるというところが、約3%でございまして、140戸ぐらいでございまして。ただ、残りのところにつきましては、先ほど申しましたように、被災者の方に提供する住戸でありますとか、あと、大規模な修繕をしなければいけないというところが300戸程度ございますので、そこにつきましては、直ちに入れるという状況には今なっていないというところがございます。

達田委員

その修繕しないと入れないというところを修繕する予定というのはあるのでしょうか。

黄田住宅課長

県営住宅につきまして、長寿命化計画もございまして、そのあたりは計画的に修繕をしていきながら、提供していきたいと考えております。

達田委員

その長寿命化計画で修繕をしていって、実際に使えるようにするという、何年までに何戸直しましょうというような計画はございますか。

黄田住宅課長

実際に具体的な、いつまでに何戸するという、詳細については現在持っておりませんが、応募の状況でありますとか、施設の状況等と、全体的な予算の関係もございまして、そのあたりを勘案しながら、適宜修繕をしていきたいと考えております。

達田委員

今お聞きした300戸近くを直していくという計画についてきちんと定まっていないということですが、今後の状況を見なくても、現状を見れば、困っている人がたくさんいるわけですね。実際に今すぐに入りたいという方でも、入れない。そして入るための

要件を全て満たしていても、結局くじに落ちてしまったら入れないと。そういう方は大体が先ほどおっしゃったように低所得の方ですから、一般のアパートとかをお借りしましても、やっぱり高いですよ。安いところを借りれば、子育てには向かないとか、体が不自由な方には向かないとか、いろんな不便な要件が出てくると思うんですよ。ですから、そういう、本当に住宅に困窮されている方に対して、計画的に、お部屋のストックがあり、直せば使えるのであれば、ちゃんと使えるようにして、入れる場所を広げていくことが必要でないかと思うんですけども。このストックがある、まだ使えないというところは、別に耐震化ができてないから、危ないから使わないということではないのでしょうか。

黄田住宅課長

県営住宅につきましては、全ての棟で耐震化は完了しているところでございます。

達田委員

それでしたら、是非ともやっぱり直していただいて、入れるように。せつかくある財産ですから。それが有効に使えるように、そして本当に住宅に困っている方が応募して入りやすくなったと、当たる確率が高くなったと言えるように、是非頑張ってくださいと思うんですけども、予算がないからできないという状態では困ると思うんですけども、これ、きちんと整備をしていくということはされないのでしょうか。

黄田住宅課長

県営住宅の既存ストックの有効活用という観点から、国の補助事業等を活用できるものにつきましては活用いたしまして、また、長寿命化につきましては、今回提案させていただいております基金について一つの活用手段という形で、例えば、国の補助対象にならない部分等につきましては、活用できるものにつきましては活用して、対応してまいりたいと考えております。

達田委員

一応徳島県は、住生活基本計画とかを作っていますよね。私もこれを見ているわけですけども、非常に立派な計画が立てられていると思うんです。特に、読んでいて感動する部分がございます。理念の、なぜこの住宅政策が必要なのかというのを、ちょっと長くなりますけども。私がこう読むよりも、皆さんが作られたんですから、御存じだと思うんですけども。そもそも住宅は、人生の大半を過ごす、欠くことのできない生活の基盤であり、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であるとともに、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもあります。また、住宅は、都市や街並みの重要な構成要素であり、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有するものです。よって、そこで営まれる県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策は、社会の安定及び持続的発展を図る上で極めて重要な意義を有するものであり、総合的かつ計画的に推進されなければなりません。こういう理念が掲げられていて、私、これを読んでいて、本当にすばらしいな

と思ったんですけれども、やっぱりこの方向に進めていただきたいと思います。これ、新築してくださいというのであれば、本当にお金がたくさんかかります。けども、修理をして、ちゃんとリフォームしたら住めるところもあるというのであれば、是非やっていただきたいと思います。

次に、住宅政策で特に生活に困っておられる方もたくさんいると思うんですけど、今おっしゃった高齢者住宅、高齢者の方ですね。今既に住宅に入っている方でも、体が不自由になってきて、なかなか階段が大変だと、事前委員会でも質問をしましたが、高齢者に対応した住宅というのが必要になってくる。そういう高齢化社会を迎えていると思うんですけども、今現在、高齢者に対応した住宅が幾らで、また高齢者に対応する住宅を幾らに増やしていこうとしているのか、お尋ねします。

#### 黄田住宅課長

高齢化対応仕様の住宅でございますけど、例えばスロープでありますとか階段の手すり、それから住戸内の段差の解消でありますとか、浴室、トイレの手すりの設置等々、そういう高齢化に対応した住宅につきましては、現在のところ、県営住宅でございますけど、1,800 戸整備をしているところでございます。

#### 達田委員

今、1,800 戸ということなんですけれども、今現在、対応していないお部屋であっても、スロープというんですが、入り口につけるとか、それから、お部屋の中の段差をなくすとか、手すりをつけるとか、そういうことで障害者とか高齢者の方に対応するようなお部屋にしていくことは可能ですか。

#### 黄田住宅課長

それぞれ施設によりまして、構造上の問題もあろうかと思いますが、全てがそういう形で対応できるかといえば、少し難しいかもわかりませんが、対応できる場所で必要なところにつきましては、計画的に改修する段階で、そのあたりも考慮して対応してまいりたいと考えております。

#### 達田委員

年齢層も、10年前、20年前とは変わってきていると思います。是非、高齢者の方の状況というのを調査していただいて、お元気な方はいつまでもお元気でいいんですけども、足腰が悪くなったとか体調が悪くて後遺症を持たれている方も多いと思いますので、できるのであれば、ユニバーサルな住宅にしていただけるように、お願いしたいと思います。

それからもう一つ、子育て世代なんですけれども、子供さんを抱えて、母子あるいは父子家庭というのが増えてきているわけなんですけれども、子育てあるいは多子世帯ですね。多子世帯も優先入居ですよ。そういうところに対応した戸数というのはどれぐらいあるんでしょうか。

黄田住宅課長

子育て世帯等に特別に対応した住宅という形ではちょっと整理はしてはないんですが、当然、同居の家族等の方の数によりまして、募集の段階で広さ等も提供しておりますので、そこを見て御応募いただくという形になるかと思えます。

達田委員

この広さというのは、基準とかはないんですか。例えば、子供さんが 2 人、3 人、例えばもっとたくさん、4 人、5 人という方も中にはあるかと思うんですけども、子供さんがたくさんいればいるほど、広いお部屋が必要かと思うんですけども、そういうことに対応した住宅といいますか、お部屋もそうですけども、住宅の外へ出ればちゃんとした公園とか遊び場も完備しているというような、子育てしやすい環境の住宅というのは、これからやっぱり考えていかないかと思うんですけども、部屋があればよいというわけではないと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

黄田住宅課長

公営住宅の整備につきましては、公営住宅等の整備基準というのがございまして、その中では、一応 1 戸の床面積につきましては 25 平方メートル以上という規定がございます。規定としてはその基準ぐらいになります。

達田委員

今の基準が、何年前の基準でしたか、私も忘れたんですけども。ちょっと狭い基準ではないかと思うんですけども、国がちゃんと直してもらわないと、県だけで直せというのなかなか大変だと思うんですけども、子育て世代になりますと、やっぱりある程度広いお部屋が必要になってくると思うんですよ。小さい赤ちゃんのときならともかく、小学校、中学校となってくると、ちょっと広い場所が必要になってくると思います。そういう子育て世代に配慮した住宅を作っていくということも今後求められてくると思うんですけども、そういう住宅のデザインについて、まちづくり全体、そして住宅のデザインも、トータルして考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけども。住宅の計画の見直しというのが 5 年に 1 回やられるということで、今されていると思うんですけども、そういう視点は入っているのでしょうか。

黄田住宅課長

住生活基本計画でございまして、今年度、第 3 次の徳島県住生活基本計画、これは、国の全国計画が見直されたこともございまして、現在見直し作業をしているところでございます。その中で、安心して暮らせる住生活の実現というのを見直しの視点の一つといたしまして、例えば高齢者が自立して暮らせることができる住生活の実現でありますとか、子育て世帯等が安心して暮らせる住生活の実現、または住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安定確保というあたりを柱といたしまして検討しているところでございます。



## 達田委員

人々の暮らし、本当に安心して暮らせる環境というのを作るというのが今求められていると思うんですけども、一般の住宅だけじゃなくて、公営住宅の役割というのが非常に今大きくなっていると思います。といいますのは、今回、子供の貧困問題を、本会議でも取り上げてきましたけれども、若い人たちの貧困世帯というのが非常に多くなっているのです、昔のように就職したら即結婚して家を建てようという、なかなか計画的に、ローンが組めなくて、家が持てないという方も増えてきています。所得全体が昔と比べて平均で 100 万円以上下がっているということですので、暮らしが大変なわけなんですね。そういう中で、今後若年者、30歳未満の勤労世帯、勤労単身者、独身の方ですね、そういう方であっても、公営住宅に入りたいという希望が増えてくるんじゃないかと思うんですけども、そういう方に対しても、困窮者というような見方をして、募集したら申込みすることができるのでしょうか。

## 黄田住宅課長

県営住宅の入居申込みの資格でございますけど、現在のところ、原則は同居する親族の方がいらっしゃることで、それから、現に住宅に困窮していること、それから、先ほど申しました収入基準、一定の所得以下の方ということがございます。高齢者の方、60歳以上の方でありますとか、障がい者の方等につきましては、単身でも申込みができることになっております。原則、単身者につきましては、高齢者、障がい者の方等に限定をしているところでございます。

## 達田委員

若い方は結婚をしている、あるいは子供がいる、あるいはもうじき結婚するんですよ、そういう方でないと当てはまらないということですよ。けども、実際に、非常にお給料も低く、高い家賃を払っているということなんですけれども、今、公営住宅入居者の世帯の収入のうち、世帯の月収が10万 4,000 円以下という方が、どれぐらい実際に入居をされているのでしょうか。

## 黄田住宅課長

概数になってまいりますけど、収入分位で、それぞれ区分がございまして、例えば、9割弱ぐらいの方が、13万 9,000 円以下の分類に入っております。

## 達田委員

低所得の方が入居されるということが原則ですので、15万 8,000 円以下ということですので、ほとんどの方がそれに当てはまっているということですよ。ですから、今入居されている方も、非常に世帯収入が低いという状況の方が多いわけなんですけれども、今、私が申し上げているのは、今の、若い方で家族がいる、子供がいるとか、そういう条件があるんですけども、実際、結婚したくても所得が低いために結婚できないという、そういう状況が若者の間にあるわけなんです。そういう方が、住宅に非常に困って、いろん

な職場で働くんだけど、社宅があるようなところで働いていて、その仕事がなくなってまた変わらなければいけないというような、そういう苦勞をしている若者が多くなってきたという現状もございます。ですから、今の入居基準というのを、そういう所得の非常に低い若者にも当てはまるようにしていかなければいけないのではないかと、言えると思うんですけども、いろんな変えなければいけない部分というのがたくさんあると思うんですけども、今、貧困世帯というのを見るときに、ただ高齢者とか障がい者とか収入の低い人というんじゃないくて、全体を考えて、社会の貧困問題というのを考えて、住宅政策を行っていかないといけないのではないかと、思うんですけども、その点は、県としてどういうふうに考えているのでしょうか。

#### 黄田住宅課長

若者の貧困問題というところでございますけど、現在、やはり優先入居につきましては、現行の枠内で対応させていただきたいと考えております。一応、今、県民環境部の方で、とくしま青少年プランというのを策定されているかと思ひまして、その中でも、貧困問題の対応というところがテーマとして挙がっていると、お聞きしております。その中で、家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある青少年への対応が課題というふうな分析もされておひまして、その経済的な支援といたしましては、やはりひとり親世帯とか多子世帯など、生活困窮度の高い子育て世帯の方に対しまして、公営住宅での優先入居、こちらを検討しているというふうな形になっております。

#### 達田委員

今、住宅困窮というのが、冒頭にも申し上げましたように、若い世代から高齢者の世代までずっと広がっていると、そして、全体的に、住まいの貧困化というのが広がっている状況だと思うんですね。ですから、入居基準そのものも見直していかなければいけない時期に来てるんじゃないかということで、これは、やっぱり国に対しても、声を上げていかなければいけない部分もあると思うんです。ですから、徳島県の状況がどうであるかということ、きちんと福祉部局とかと、連携をして、きちんと調べる、実態調査をするということが大事ではないかと思うんですね。そしてそれを住宅政策に生かしていくということが求められていると思うんですけども、子供の貧困だけではなくて、やっぱり県民全体の状況がどうであるのかという実態調査、住宅政策の視点に立ったそういう調査をするというおつもりはないのでしょうか。

#### 黄田住宅課長

公営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者世帯に対しまして、低廉な家賃で住宅を提供するという形を目的としてやっていると、ございまして、その中で、繰り返しになりますが、やはり住宅確保要配慮者の方に対しましては、優先入居という形で対応させていただいているところと、ございまして、今後も関係部局とも連携しながら、住宅確保要配慮者への支援について努めてまいりたいと考えております。

#### 達田委員

私は、県が自ら作っている計画の理念が生かされるような、そういう実際の政策を是非行っていただきたいということを求めまして、また今後もお願いをしていきたいと思っております。

以前取り上げたんですけれども、ユニバーサルなまちづくりということで、視覚障がいの方が非常に歩きにくい、見えにくいところもありますよということを指摘したんですけれども、その後、視覚障がい者の方の歩道の整備とか、どうなっているのでしょうか。お尋ねをいたします。

#### 正木道路整備課長

老朽化や、達田委員がおっしゃっていた目に見にくい点字ブロックにつきましては、歩道の修繕にあわせまして、適宜、輝度比に配慮しながら対策を行っております。本年度で申しますと、城東高等学校の南側、徳島環状線の工事が既に完了いたしております。それと、今現在、佐古駅前の佐古停車場線におきまして、歩道の修繕にあわせて、工事を実施しているところでございます。

#### 達田委員

特に駅前であるとかバス停の前であるとか、あるいは公共施設、特に県庁とか市役所とか、そういうところをちゃんと整備していただきたいんですけれども、県庁周辺にもちょっと見えにくいなというのがあるんですけども、その整備というのは、計画に入っているのでしょうか。

#### 正木道路整備課長

6月議会におきまして達田委員から御指摘のありました、輝度比が低くて弱視の方が見えにくいという点字ブロックにつきましては、即効性の高い塗装を歩行者の多い箇所から順次施工いたしまして、ユニバーサルな道路空間を創出してまいりたいと考えております。

まずは、来年5月に開催されます全国盲人福祉大会の会場となります徳島駅前周辺、そちらの方から取り組むことといたしております。

#### 達田委員

是非取り組んでいただいて、徳島、本当に通りやすい所になるようお願いしたいと思っております。今、無い所につけてくれというのはなかなかお金もかかって大変と思うんですけども、実際あるんだけど見えにくいというところには、そういう塗料があるんですしたら是非塗っていただいて、見えやすいようにまちづくりをしていただきたいと思っておりますので是非よろしくお願いいたしまして終わりたいと思っております。

#### 島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 1 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付しております請願文書表を御覧ください。

請願第 1 号「明谷地区における県道羽ノ浦福井線の道路整備及び桑野川の管理について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

原県土整備部長

御説明申し上げます。

①の明谷橋前における主要地方道羽ノ浦福井線の右折レーンの整備については今後、交差点における交通量や安全性を総合的に勘案し、検討してまいります。

②でございます。桑野川の段樋門にポンプを設置することにつきましては、平成13年度に樋門の電動化を行うとともに、平成18年度からは、南部総合県民局に配備しました排水ポンプ車を活用し、必要に応じ、内水排除を行っております。また、平成26年8月の浸水被害を受けまして、段樋門前の桑野川本川や旧川に堆積した土砂の掘削を行いまして、流下能力の確保に努めているところでございます。今後とも、排水ポンプ車の活用や樋門等の適切な維持管理によりまして、浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして③の桑野川本川の改修済区間である堂谷川合流点付近に、下流への土砂流出を抑制する構造物を河川横断的に設置することにつきましては、そこから上流に土砂が堆積し、治水安全度が低下するおそれがあると考えております。

④でございます。桑野川の国直轄管理区間の延長については、河川の改修、土地利用、浸水被害の状況等から国が判断するものであります。当該区間については、引き続き、県による適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

島田委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

これをもって、請願の審査を終わります。

### 【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第 1 号

これをもって、請願の審査を終わります。

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（11時48分）